

令和3年9月9日

保護者の皆様

大津市福祉子ども部  
幼保支援課

新型コロナウイルス感染症『緊急事態宣言』の発令期間延長に伴う  
保育園・認定こども園等の利用についてのお願い

平素は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、緊急事態宣言の発令に伴う保育園・認定こども園等の対応といたしまして、開所を継続する中で、家庭保育へのご協力をお願いしておりますが、緊急事態宣言の発令期間延長を踏まえ、家庭での保育が可能なご家庭におかれましては、引き続き、家庭保育による感染防止へのご協力をお願いいたします。

つきましては、緊急事態宣言の発令開始時にお願ひした事項を、改めてお伝えします。

まず、家庭保育の協力は強制するものではございませんので、無理のない範囲でご協力いただきますようお願いいたします。

ただし、これまでと同様に、各自において衛生面に注意いただくとともに、園児の健康と安全を最優先に考え、園児及び送迎の保護者に発熱や風邪の症状がみられるなど、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合は、各園へ連絡のうえ、登園及び症状がみられる方の送迎を控えていただくようお願いいたします。園児や家族が医療機関を受診された場合は、その結果について、また、濃厚接触者として特定される可能性がある場合においても、各園への連絡をお願いいたします。

なお、家庭保育にご協力いただいた場合には、登園日数に応じて保育料を日割り計算させていただきます。

○ 緊急事態宣言期間 令和3年8月27日～9月30日

○ 家庭保育協力期間 令和3年8月27日～9月30日

【問合せ先】

○家庭保育協力に関すること  
大津市福祉子ども部幼保支援課  
電話 077-528-2806

○保育料に関すること  
大津市福祉子ども部保育幼稚園課  
電話 077-528-2746

保護者の皆さま

令和3年9月10日

石山寺こども園

園長 堀井文子

日頃より園の運営及び感染対策等のご協力をいただきありがとうございます。

滋賀の緊急事態宣言は9月30日まで延長されることになりました。

それに伴い大津市より左記の文書が届いております。左記をご覧ください。

家庭での保育が長引く中、親子ともどもストレスを抱えて来られている状況ではないかと危惧しています。しかし、園は感染対策をしているとはいえ、マスク着用の難しい季節・年齢であることから、安心できる場所でもありません。そのことを踏まえながら、園の利用を上手に考えていただければと思います。例えば、午前中の給食前のお迎えで毎日登園する・疲れが出やすい週の半ばや週末でお休みの日を作る等々、お子さまや保護者の方の状態や都合で登園の方法を考えていただければと思います。(お仕事での利用されている場合は、引き続き保護者の方がお休みの日は家庭保育にご協力をお願いします)

また、運動会を延期しましたので、練習につきましては本格的には10月より始める予定です。

ただ、園児及びご家族の方に発熱や風邪の症状がみられる場合は、登園や送迎を控えていただきますようお願い致します。

尚、未滿クラスの保育料の日割り計算は大津市の方が行うとのことですが、以上児クラスの給食費の日割り計算はありません。(以前にお知らせしていた10日まで連続のお休み連絡をいただいていた方はお知らせ通りあります)

その他、来週から週単位でのお休みを考えておられる場合は、事務所までご相談ください。

若干の割引には対応できます。

保護者の皆さまには、無理なくより良い保育の利用の仕方を考えていただければと思います。

新型コロナウイルスに負けず、頑張っていきましょう。